

見附市の住宅関連補助金・税制度のご案内

— 見附市内で住宅の建設や改修をお考えの人に役立つ情報 —



このパンフレットは概要を掲載しています。
利用にあたっては、必ず事前に問合せ先へご確認ください。

— 見附市 —



見附のイメージキャラクター「ミツケ」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

見附市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています

SDGsとは

国連サミットで採択された世界共通の持続可能な開発目標の略。2019年、見附市は「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」に選ばれました。



住宅建設や改修の補助を受けたい

1. 住宅取得補助金
 - (1)新築・建売住宅取得補助金 …… 1
 - (2)中古住宅取得補助金 …… 2
 - (3)ウエルネスタウンみつけ住宅建設推進補助金 …… 3
2. 断熱改修等リフォーム事業補助金 …… 4
3. 浄化槽設置整備事業補助金 …… 5
4. 浄化槽維持管理補助金 …… 6
5. みらいエコ住宅 2026 事業 …… 7
6. 先進的窓リノベ 2026 事業 …… 7
7. 給湯省エネ 2026 事業 …… 8



環境に配慮した住宅にしたい・暖かい住宅にしたい

8. 新エネルギー導入促進事業補助金 …… 9
9. 生ごみ処理機器購入費補助金 …… 10
10. 既存住宅における断熱リフォーム支援事業 …… 11
11. 吹付けアスベスト対策補助金 …… 12



地震に耐えられる住宅にしたい・防災を考えた住宅にしたい

12. 木造住宅の耐震関係補助金
 - (1)耐震診断費補助金 …… 13
 - (2)耐震設計費補助金 …… 14
 - (3)耐震改修費補助金 …… 15
 - (3)木造住宅除却支援事業補助金 …… 16
13. がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 …… 17
14. ブロック塀等撤去補修事業補助金 …… 18



バリアフリー化した住宅にしたい

- 15. 高齢者及び障害者向け住宅整備補助金……………19
- 16. 障害者日常生活用具給付事業(住宅改修)……………20
- 17. 介護保険・住宅改修……………21



住宅建設等にかかわる税制度を知りたい

- 18. 固定資産税の軽減措置
 - (1)新築住宅……………22
 - (2)長期優良住宅……………23
 - (3)耐震改修……………24
 - (4)バリアフリー改修……………25
 - (5)省エネ改修……………26
 - (6)長期優良住宅化改修……………27
- 19. 不動産取得税の控除
 - (1)不動産取得税が軽減される住宅(特例適用住宅)……………29
 - (2)不動産取得税が軽減される住宅(認定長期優良住宅)……………30
- 20. 住民税の控除
 - 住宅借入金等特別税額控除(平成21年から令和12年までに入居の人)……………31
- 21. 所得税の控除
 - (1)住宅借入金等特別控除(住宅ローン減税)……………32
 - (2)住宅耐震改修特別控除……………34
 - (3)住宅特定改修特別税額控除……………35
 - (4)認定住宅等新築等特別税額控除……………36
- 22. 譲渡所得の控除
 - (1)低未利用土地の利活用促進に向けた長期譲渡所得の100万円控除……………37
 - (2)空き家の譲渡所得3,000万円特別控除……………38



1. 住宅取得補助金

(1) 新築・建売住宅取得補助金

※令和8年度より加算拡充

定住人口の増加、住宅の建設促進を目的として、見附市外からの転入者及び見附市内の転居者で、新築住宅または建売住宅を取得する人に補助します。原則、新築の場合は工事請負契約前に、建売の場合は売買契約前に申請してください。

対象者	<p>(1) 転入者 見附市立地適正化計画に定める「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」に新築住宅又は建売住宅を取得する転入者</p> <p>(2) 見附市内の転居者 下記①②のいずれかに該当する人</p> <p>① 「居住誘導区域」に転居する「60歳以上世帯」（居住誘導区域内での転居は対象外）</p> <p>② 「地域コミュニティゾーン」に転居する「若者夫婦」又は「子育て世帯」（地域コミュニティゾーン内での転居は対象外）</p> <p>(1)(2) 共通要件</p> <p>① 過去にこの補助金の交付を受けたことがない人</p> <p>② 見附市に定住する意思がある人</p> <p>③ 市税の滞納がない人（転入者の場合は転入前の住所地における市区町村税の滞納がない人）</p> <p>④ 取得する住宅に門灯又は玄関灯を設置する人 （ウエルネスタウンみつけ内に建築する場合は、ウエルネスタウンみつけ住宅設計ガイドラインを満たす住宅を取得する人）</p>
対象住宅	自己の居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室、玄関及び収納設備を有する延べ床面積が75㎡以上の一戸建ての住宅
補助金額	<p>転入者（補助額最大60万円）</p> <p>基本額 40万円</p> <p>加算額①10万円：若者夫婦又は子育て世帯の場合 【対象エリア拡充】</p> <p>②10万円：市内業者との契約により住宅を取得する場合 【新設】</p> <p>見附市内の転居者（補助額最大50万円）</p> <p>基本額 40万円</p> <p>加算額 10万円：市内業者との契約により住宅を取得する場合 【新設】</p> <p>※ただし、住宅取得に要した費用が補助金額未満の場合は、住宅取得に要した費用の額を限度とする（千円未満切捨て）</p>
受付期間	令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線 163) FAX:0258-62-7062



(2) 中古住宅取得補助金

住替え促進、定住人口の増加を目的として、見附市外からの転入者及び見附市内の転居者で、中古住宅を取得される人に補助します。原則、売買契約前に申請してください。

対象者	見附市外からの転入者及び見附市内での転居者で次の要件を満たす人 ①見附市立地適正化計画に定める「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」に中古住宅を取得する人 ②過去にこの補助金の交付を受けたことがない人 ③見附市に定住する意思がある人 ④市税の滞納がない人（転入者の場合は転入前の住所地における市区町村税の滞納がない人）
対象住宅	自己の居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室、玄関及び収納設備を有する延べ床面積が 75 ㎡以上の一戸建ての中古住宅
補助金額	最大 40 万円 ※ただし、住宅取得に要した費用が補助金額未満の場合は、住宅取得に要した費用の額を限度とする（千円未満切捨て）
受付期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

※住宅取得においてフラット35地域連携型を利用予定の方はご相談ください。

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線 163) FAX:0258-62-7062



(3) ウェルネスタウンみつけ住宅建設推進補助金(限定 6 棟)

※令和 8 年度より大幅拡充

ウェルネスタウンみつけの区画分譲及び健幸住宅の建設を促進するため、ウェルネスタウンみつけの土地を購入し、その土地に健幸住宅を建築する人に対し、補助します。

対象者	下記 1.~6.の全てを満たす人 1. ウェルネスタウンみつけの土地を新たに見附市から購入する方 2. 購入した土地に、住宅を新築し、自己の居住の用又は展示の用に供する方 3. ウェルネスタウン地区地区計画及びウェルネスタウンみつけ住宅設計ガイドラインの基準を満たす住宅を新築する方 4. 住宅の完成後、市が実施する健幸住宅普及促進のための完成見学会において、対象住宅を公開することを承諾する方 5. 住宅の取得日から 3 か月以内に、市より取材を受けることを承諾し、市がウェルネスタウンみつけ公式ホームページ、販促パンフレットその他広報媒体に写真及び記事を掲載することを承諾する方 6. 市区町村税の滞納がない方
補助金額	基準額：250 万円 加算額：10 万円/坪（加算対象：65 坪を超える敷地面積） （例） 77.05 坪の区画を購入した場合 250 万円+(77-65 坪)×10 万円=370 万円補助
受付期間	令和 8 年 4 月 13 日（月）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで ※予算の上限（予定棟数 6 棟）に到達した時点で受付を終了します。

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線 163) FAX:0258-62-7062



2. 断熱改修等リフォーム事業補助金

市民の健康増進及び健康住宅の普及を目的に、市内施工業者を通じてヒートショック対策につながるリフォーム工事を実施する場合、その経費の一部を補助します。工事着工前に申請してください。

対象建物 及び 対象者	<p>①一戸建て住宅（併用住宅の居住部分を含む）</p> <p>ア 住宅の居住者</p> <p>イ 定住目的で中古住宅を取得しリフォームする人</p> <p>②一戸建て賃貸住宅（長屋、共同住宅は除く）</p> <p>ア 住宅の居住者</p> <p>イ 定住目的でリフォーム後に居住する人</p> <p>ウ 住宅の所有者</p> <p>③集合住宅</p> <p>ア 住宅の所有者かつ居住者</p> <p>※いずれも市税等の滞納がなく、工事を実施する住宅に住宅火災警報器、門灯又は玄関灯を既に設置している、又は工事に合わせて設置することが条件です。</p> <p>※見附市外に居住している賃貸住宅の所有者以外は見附市への住民登録が必要です。</p> <p>※過去利用分（一般リフォーム及び断熱改修等リフォーム）を通算して住宅ごとに最大2回まで利用できます。</p>
対象工事	<p>市内施工業者を通じて行うヒートショック対策につながる（1）から（4）のいずれかを行い、これに併せて（5）を実施する40万円以上のリフォーム工事（工事施工業者は見附市内の業者のみ対象です）。</p> <p>（1）窓の断熱改修工事</p> <p>（2）外壁、屋根、天井又は床の断熱改修工事</p> <p>（3）浴室等暖房機設置工事</p> <p>（4）床暖房設置工事</p> <p>（5）（1）から（4）のいずれかに併せてスマートウェルネス住宅リフォーム工事（従来の一般リフォーム工事）</p> <p>詳しくは下記問合せ先へお問い合わせください。</p>
補助金額	対象工事費の10%（上限20万円）
受付期間	令和8年4月13日（月）から令和8年9月25日（金）まで ※令和8年12月25日（金）までに実績報告書を提出してください。

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線163) FAX:0258-62-7062



3. 浄化槽設置整備事業補助金

生活排水による公共水域の水質汚濁の防止や生活環境の向上のため、合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付します。

対象者	浄化槽整備区域に居住し、又は居住を予定する人
対象建物	浄化槽整備区域に存する住宅や事業所
対象工事	浄化槽設置工事
補助金額	設置工事費から31万円を差し引いた額と補助金限度額を比較して少ない方の額とする。 補助金限度額 ① 5人槽 890,000円 ② 6～7人槽 1,100,000円 ③ 8～10人槽 1,340,000円 ④ 11～20人槽 2,200,000円 ⑤ 21人槽以上 3,560,000円
受付期間	申請受付開始日は要問合せ

問合せ

見附市 上下水道局 TEL:0258-62-1700(内線 202) FAX:0258-62-2355



4. 浄化槽維持管理補助金

生活排水による公共水域の水質汚濁の防止や生活環境の向上のため、合併処理浄化槽の維持管理費に対して補助金を交付します。

対象者	浄化槽整備区域内に設置されている合併処理浄化槽の浄化槽管理者
対象建物	浄化槽整備区域に存する住宅や事業所
対象事業	合併処理浄化槽の維持管理費
補助金額	人槽区分ごとの補助金限度額と当該年度内の保守点検料及び法定検査手数料の合計金額を比較して少ない方の額とする。 補助金限度額 ① 5人槽 23,000円 ② 6～7人槽 25,000円 ③ 8～10人槽 29,000円 ④ 11～20人槽 33,000円 ⑤ 21人槽以上 42,000円
受付期間	申請受付開始日は要問合せ ※保守点検等の維持管理が終了した時点での申請となるため、毎年2月頃対象者に対して、市より申請受付の案内をしています。

問合せ

見附市 上下水道局 TEL:0258-62-1700(内線 202) FAX:0258-62-2355



5. みらいエコ住宅 2026 事業

みらいエコ住宅 2026 事業は、2050 年カーボンニュートラルの実現に寄与する良質なストック形成を図るため、「ZEH 水準住宅」や「長期優良住宅」の新築、特に高い省エネ性能等を有する「GX 志向型住宅」の新築及び省エネ改修等への支援を実施し、物価高の影響を受けやすい住宅分野の省エネ投資の下支えを行う事業です。

所管省庁	国土交通省、環境省
補助額	①注文住宅の新築 ②新築分譲住宅の購入 ③賃貸住宅の新築 GX 志向型住宅：上限 110 万円 長期優良住宅：上限 75 万円 ZEH住宅：上限 35 万円 ④リフォーム ※詳しくはホームページをご確認ください。
受付期間	詳しくはホームページをご確認ください。

6. 先進的窓リノベ 2026 事業

先進的窓リノベ 2026 事業は、2050 年ネット・ゼロの実現や 2030 年度の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、断熱性能の高い窓の導入を支援し、住宅の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現に貢献するとともに、先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現することを目的とする事業です。

所管省庁	環境省
補助額	補助対象工事により設置する製品の性能と大きさ、および製品を設置する住宅等の建て方に応じた、製品ごとの補助額の合計 (住宅の場合上限 100 万円) ※詳しくはホームページをご確認ください。
受付期間	詳しくはホームページをご確認ください。

問合せ

住宅省エネ 2026 キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口 TEL:0570-081-789



7. 給湯省エネ 2026 事業

給湯省エネ 2026 事業は、家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする事業です。

所管省庁	経済産業省資源エネルギー庁
補助額	①ヒートポンプ給湯機（エコキュート） 7 万円/台 ②電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機） 10 万円/台 ③家庭用燃料電池（エネファーム） 17 万円/台 その他性能加算、撤去加算あり ※詳しくはホームページをご確認ください。
受付期間	詳しくはホームページをご確認ください。

問合せ

住宅省エネ 2026 キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口 TEL:0570-081-789



8. 新エネルギー導入促進事業補助金

地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量の削減及び新エネルギーの導入を促進するため、新エネルギー活用システムを設置する経費に対して、補助金を交付します。工事着工前に申請してください。

対象者	<p>①市内に住所を有する者若しくは市内に住所を有する目的で住宅を求めようとする者で、自ら居住する住宅（新築、既存）で使用するために当該システムを新たに設置する者（太陽光発電システム設置についてのみ市内に所在する事業所を有する個人事業主若しくは法人を含む）</p> <p>②補助金の交付申請をした年度内に当該システムの設置を完了し、補助金交付請求ができる者。</p> <p>③設置後の2年間、当該システムの運転等に係る稼働状況を報告することができる者。</p> <p>④市税を滞納していない者</p>																		
対象建物	<p>①専用住宅及び住宅の床面積が2分の1以上ある店舗等併用住宅。 （太陽光発電システム設置についてのみ事業所の建築物を含む）</p> <p>②設置する建築物の敷地及び建物等に建築基準法等の違反がないこと。</p> <p>③設置する住宅又は事業所が土砂災害特別警戒区域にないこと。</p>																		
対象工事	<p>①太陽光発電システム ②エネファームシステム ③定置型蓄電池 ④ペレットストーブシステム ⑤電気自動車等充電設備(V2H)</p> <p>※①～⑤の設置に係る費用（工事費含む）を対象経費とする。 尚、いずれについても設置するシステムは未使用であること。</p>																		
補助金額	<table border="0"> <tr> <td>①太陽光発電システム</td> <td>住 宅：1kwあたり7万円</td> <td>上限は28万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業所：1kwあたり5万円</td> <td>上限は50万円</td> </tr> <tr> <td>②エネファームシステム</td> <td>費用の3分の1</td> <td>上限は20万円</td> </tr> <tr> <td>③定置型蓄電池</td> <td>費用の3分の1</td> <td>上限は10万円</td> </tr> <tr> <td>④ペレットストーブシステム</td> <td>費用の3分の1</td> <td>上限は5万円</td> </tr> <tr> <td>⑤電気自動車等充電設備(V2H)</td> <td>費用の3分の1</td> <td>上限は10万円</td> </tr> </table> <p>※補助件数は、予算の範囲内となります。</p>	①太陽光発電システム	住 宅：1kwあたり7万円	上限は28万円		事業所：1kwあたり5万円	上限は50万円	②エネファームシステム	費用の3分の1	上限は20万円	③定置型蓄電池	費用の3分の1	上限は10万円	④ペレットストーブシステム	費用の3分の1	上限は5万円	⑤電気自動車等充電設備(V2H)	費用の3分の1	上限は10万円
①太陽光発電システム	住 宅：1kwあたり7万円	上限は28万円																	
	事業所：1kwあたり5万円	上限は50万円																	
②エネファームシステム	費用の3分の1	上限は20万円																	
③定置型蓄電池	費用の3分の1	上限は10万円																	
④ペレットストーブシステム	費用の3分の1	上限は5万円																	
⑤電気自動車等充電設備(V2H)	費用の3分の1	上限は10万円																	
受付期間	令和9年3月31日（水）まで（内容については要問合せ）																		

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線172) FAX:0258-62-7062



9. 生ごみ処理機器購入費補助金

ごみとして排出される生ごみの堆肥化・減量化及び市民の環境意識の高揚を図ることを目的に、生ごみ処理機器を購入する際、その経費の一部を補助します。購入前に申請いただく機器と、購入後に申請できる機器があります。

対象者	①市内に住所を有し、かつ、居住している者 ②家庭で機器を設置し、適切に管理できる者
対象機器	①コンポスト容器 ②EMボカシ容器 ③電動生ごみ処理機 ※ただし、補助金交付対象となる機器の台数は、1世帯につきコンポスト容器及びEMボカシ容器は品目毎に2台、電動生ごみ処理機は1台まで。
補助申請	コンポスト容器・EMボカシ容器については、購入後に領収書を添付して申請していただきます。 電動生ごみ処理機については、見積書を添付して購入前に申請していただきます。
補助金額	対象機器購入費の50%（100円未満切り捨て） 補助限度額 コンポスト容器・EMボカシ容器 3,500円 電動生ごみ処理機 15,000円 ※補助件数は、予算の範囲内となります。
受付期間	令和9年3月31日（水）まで

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線 172・173) FAX:0258-62-7062



10. 既存住宅における断熱リフォーム支援事業

住宅における省CO2関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進し、高性能建材を用いた断熱改修を支援するものです。

所管省庁	環境省
事業概要	住宅等の省エネ化を推進するため、高性能なガラス、窓、断熱材等を用いた断熱改修費用に対する補助
補助額	・戸建住宅：補助対象経費の1/3以内で上限120万円 ・集合住宅：補助対象経費の1/3以内で上限15万円(玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸) ※詳しくはホームページをご確認ください。
受付期間	詳しくはホームページをご確認ください。

問合せ

公益財団法人北海道環境財団 TEL:011-206-1573



11. 吹付けアスベスト対策補助金

既存建築物の壁、柱、天井に吹付けられたアスベストの拡散による健康障害を予防し、生活環境の保全を図ることを目的として、建築物の所有者や管理者が行うアスベストの調査等に要する費用の一部を補助します。事業着手前に申請して下さい。

対象者	対象建築物の所有者または管理者で、市税の滞納がないこと
対象住宅	市内に存する民間建築物
補助金額	下表のとおり
受付期間	分析調査：令和8年4月13日（月）から令和8年11月20日（金）まで ※令和8年12月4日（金）までに実績報告書を提出してください。 除去等：令和8年度の補助はありません。 令和8年度中に実施の要望をいただき、令和9年度中に除却等を行ってもらい補助を行います。令和9年度に除去等の実施を希望される方は、令和8年8月28日（金）までに実施の要望を提出して下さい。

表 補助金額

事業種別	対象経費	補助金額
分析調査	建材のアスベスト含有の有無を調査する分析機関に支払う経費	経費の額 (上限 25 万円)
除去等	アスベストを含んだ建材の除去等の措置を実施する施工業者に支払う経費	経費の 3 分の 2 (上限 150 万円)

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線 163) FAX:0258-62-7062



12. 木造住宅の耐震関係補助金

(1) 耐震診断費補助金

耐震診断とは、壁の配置や建物の傷み具合を目視により調査し、その建物に必要な強さと現在実際に持っている強さを比較し、評価します。診断希望者が見附市に耐震診断を申し込み、耐震診断にかかった費用を診断士に全額支払った後、市から診断希望者に対し補助します。

対象者	市内に補助対象となる木造住宅の所有者または居住者で市税の滞納がない人
対象住宅	①昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 ②主要構造部（壁、柱、床、屋根）が木造である住宅。ただし枠組み壁工法、丸太組工法は対象外（高床式については、高床の部分は対象外） ③併用住宅は過半以上が居住部分である住宅
補助金額	下表のとおり
受付期間	令和8年4月13日（月）から令和8年11月20日（金）まで ※令和8年12月4日（金）までに実績報告書を提出してください。

表 補助金額

延べ面積	診断費用	補助金額 (限度額)	自己負担額
70㎡以下	70,000円	60,000円	10,000円
70㎡を超え175㎡以下	80,000円	70,000円	
175㎡を超え240㎡以下	100,000円	90,000円	

※診断費用は（社）新潟県建築士会長岡支部見附ブロック会との協定金額を参考として示しています。

※延べ床面積が240㎡を超える場合は、超えた面積1㎡につき500円が自己負担額に加算されます。

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線163) FAX:0258-62-7062



(2)耐震設計費補助金

木造住宅の耐震設計費用の一部を市が補助するものです。事業着手前に申請が必要です。

対象者	補助対象となる木造住宅の所有者で市税の滞納がない人
対象住宅	①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅で耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅 ②主要構造部（壁、柱、床、屋根）が木造である住宅。ただし枠組み壁工法、丸太組工法は対象外（高床式については、高床の部分は対象外） ③併用住宅は過半以上が居住部分である住宅
対象事業	次のアからウのいずれかの工事に必要な耐震設計が対象 ア 全部改修工事 イ 部分耐震改修工事 ウ 部分耐震改修後の全体改修工事 ※補助事業の施工者は新潟県内に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人事業所とする。
補助金額	設計に要する費用の 2 分の 1 (上限 10 万円)
受付期間	令和 8 年 4 月 13 日 (月) から令和 8 年 11 月 20 日 (金) まで ※令和 8 年 12 月 4 日 (金) までに実績報告書を提出してください。

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線 163) FAX:0258-62-7062



(3) 耐震改修費補助金

木造住宅の耐震改修工事費用の一部を市が補助するものです。工事着手前に申請が必要です。

対象者	補助対象となる木造住宅の所有者で市税の滞納がない人
対象住宅	①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅で耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅 ②主要構造部（壁、柱、床、屋根）が木造である住宅。ただし枠組み壁工法、丸太組工法は対象外（高床式については、高床の部分は対象外） ③併用住宅は過半以上が居住部分である住宅
対象事業 補助金額	表のとおり ※補助事業の施工者は新潟県内に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人事業所とする。
受付期間	令和 8 年 4 月 13 日（月）から令和 8 年 11 月 20 日（金）まで ※令和 8 年 12 月 4 日（金）までに実績報告書を提出してください。

表 補助金額

工事の区分	補助額	工事内容
全体改修工事	耐震改修に要した費用の 3 分の 2。100 万円から耐震設計に係る補助金額を差し引いた金額（基本 90 万円）	基礎や壁等を補強し改修後の上部構造評点を 1.0 以上とする工事
シェルター補強工事	シェルター補強に要した費用の 3 分の 2(上限 30 万円)	上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅に耐震シェルター等を 1 階部分に設置等する工事
シェルター補強工事 (65 歳以上の高齢者または障害者を含む世帯のみ)	シェルター補強に要した費用の 9 分の 8(上限 40 万円)	上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅に耐震シェルター等を 1 階部分に設置等する工事
部分耐震改修 (65 歳以上の高齢者または障害者を含む世帯のみ)	耐震改修に要した費用の 9 分の 8。70 万円から耐震設計に係る補助金額を差し引いた金額（基本 60 万円）	上部構造評点が 0.7 未満と診断された住宅を 0.7 以上または 2 階建て住宅の 1 階を 1.0 以上とする工事
部分耐震改修後の全体改修 (65 歳以上の高齢者または障害者を含む世帯のみ)	耐震改修に要した費用の 3 分の 2（上限 30 万円）	部分耐震改修を実施した住宅の上部構造評点を 1.0 以上とする工事

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線 163) FAX:0258-62-7062



(4)木造住宅除却支援事業補助金

木造住宅の除却費用の一部を市が補助するものです。事業着手前に申請が必要です。

対象者	補助対象となる木造住宅の所有者で市税の滞納がない人
対象住宅	①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅 ②耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅又は簡易耐震診断の結果、評点の合計が 7 点以下の住宅 ③居住誘導区域又は地域コミュニティゾーン内にある木造住宅 ④主要構造部（壁、柱、床、屋根）が木造である住宅。ただし枠組み壁工法、丸太組工法は対象外 ⑤併用住宅は過半以上が居住部分である住宅 ⑥過去に耐震改修工事を行っていない住宅
対象事業	次のア又はイの事業 ア 対象者が所有する対象住宅であって、現に居住の用に供しているものの除却工事を実施し、建替え又は耐震性のある市内の住宅等に住替えを行う事業 イ 対象者が所有し、又は所有することが確実と見込まれる対象住宅であって、過去に居住の用に供していたものの除却工事を実施し、建替えにより自らが居住する住宅を建築する事業 ※施工業者は、新潟県内に事業所、支店又は営業所を有する法人または個人事業主であって次のいずれかの者に限ります。 ・建築業法にて「建築工事一式」または「解体工事」の許可を受けた者。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律にて「解体工事業者」として登録された者。 ※住宅の全部を除却する工事が対象です。一部を残して除却する場合対象になりません。
補助金額	除却工事に要する費用の 23% (上限 30 万円)
受付期間	令和 8 年 4 月 13 日 (月) から令和 8 年 11 月 20 日 (金) まで ※令和 8 年 12 月 4 日 (金) までに実績報告書を提出してください。

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線 163) FAX:0258-62-7062



13. がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

がけ地の崩壊等の恐れがある区域に建っている住宅を安全な場所に移転することを促進するため、危険住宅の除却費と新たな住宅の建設費等に対し補助します。

対象者	対象となる危険住宅の移転を行う人で、市税を完納している人
対象建物	①災害危険区域の住宅 (新潟県建築基準条例第6条で指定した区域) ②建築を制限しているがけ付近の区域の住宅 (新潟県建築基準条例第8条で指定した区域) ③土砂災害特別警戒区域の住宅 (新潟県知事が指定した区域) ※住宅を建築した時期などに制限があります。詳細はお問い合わせ下さい。
対象事業	①危険住宅の除却等に要する費用 ②危険住宅に代わる住宅の建設、購入又は改修に要する費用 ※住宅の建設等のため金融機関等から融資を受けた借入金の利子相当額が対象です。
補助限度額	①危険住宅の除却等 ・除却費：実費相当額 (※標準建設費等通知に定める除却工事を限度とする) ・引越費用等：975,000円 ②危険住宅に代わる住宅の建設、購入又は改修(利子補給) ・建物：3,250,000円 ・土地：960,000円
受付期間	補助金交付は令和9年度となります。 <u>申請には事前相談が必要です。</u> 事前相談：令和8年9月30日(水)まで 申請受付：令和9年4月1日(木)から令和9年5月31日(月)まで

問合せ

見附市 建設課 TEL:0258-62-1700(内線244) FAX:0258-63-5775



14. ブロック塀等撤去補修事業補助金

これまでの震災や大阪府北部を震源とする地震による被害を教訓とし、ブロック塀等の倒壊による通行人の安全を確保し、災害に強いまちづくりを推進するため、市内に存する危険なブロック塀等の撤去又は補修を行う場合、その経費の一部を補助します。工事着工前に申請してください。

対象者	市内に存するブロック塀等の所有者又は管理者 ※市税の滞納がないことが条件です。
対象工事	道路等に面する建築基準法に適合しないブロック塀等で、次の1又は2のいずれかの工事を市内施工業者に発注して行うもの (1) 全て撤去する工事 (基礎部分を除く) (2) 建築基準法施行令の規定に適合するように補修又は一部撤去する工事
補助金額	個人が所有または管理する場合は費用の3分の2 (上限15万円) 法人その他団体が所有または管理する場合は費用の2分の1 (上限10万円)
受付期間	令和8年4月13日(月)から令和8年11月20日(金)まで ※令和8年12月4日(金)までに実績報告書を提出してください。

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線163) FAX:0258-62-7062



15. 高齢者及び障害者向け住宅整備補助金

高齢者及び障害者が住み慣れた住宅で安心して自立生活を送るため、また、介護者の負担を軽減するために住環境を整備します。工事着工前に申請してください。

対象者	市内に居住し、次の（１）（２）のいずれかに該当する人。 （ただし、世帯全員の前年収入額の合計が 600 万円以上の場合は対象になりません。） （１） おおむね 65 歳以上で、介護保険において要支援、要介護認定を受けている人。 （２） 身体障害者手帳 1、2 級または療育手帳 A の交付を受けている人で一定の要件に該当する場合。
対象建物	対象者またはその親族の持ち家で、対象者が居住する既存の住宅が対象です。増改築を含み、全面的な建て替えは対象になりません。
対象工事	①玄関、居室または廊下等の改造（段差の解消、手すりの設置） ②浴室、トイレの改造（段差の解消、手すりの設置、和式トイレから洋式トイレへの変更） ③段差解消機、階段昇降機またはホームエレベーターの設置。
補助金額	（１）対象工事に要した額に次の補助率を乗じた額（上限あり） ・生活保護世帯…10/10 ・所得税非課税世帯…3/4 ・所得税課税世帯…1/2 （２）上限金額 ①要支援以上の認定者…30 万円 ②身体障害者手帳 1、2 級または療育手帳 A の交付を受けている人で一定の要件に該当する場合…50 万円（障害者日常生活用具給付事業住宅改修費の給付対象に該当する場合は、30 万円になります。） ※介護認定を受けている人は、介護保険を利用した住宅改修が優先となり、対象経費から介護保険利用分を引いた残りの費用を補助対象とします。
受付期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月 31 日（水） ※ただし、実績報告までを期間内に終了する必要があります。

問合せ

見附市 健康福祉課 TEL:0258-61-1350(内線 204) FAX:0258-62-7052



16. 障害者日常生活用具給付事業(住宅改修)

障害者が現在居住している住宅の住環境改善のために住宅改修を行う費用を給付します。

工事着工前に申請してください。

対象者	(1) 身体障害者手帳の下肢不自由、体幹不自由又は脳原性移動機能障害 1～3 級の人 (2) 難病患者等で、下肢又は体幹機能に (1) と同程度の障害がある人 ・ 特殊便器の取替えは上肢 2 級以上の人に限ります。 ・ 65 歳以上の人及び特定疾病に該当する 40 歳～64 歳の方は、介護保険が優先となります。
対象建物	障害者が、居住している住宅。新築工事は除きます。
対象工事	①手すりの取り付け ②段差の解消 ③床材の変更(すべり防止・移動を円滑にするためのもの) ④扉の取替え(引き戸への変更など) ⑤和式便器から洋式便器などへの取替え ⑥①～⑤の工事に附帯して必要となる工事
補助金額	市民税課税世帯：対象工事費(限度額 20 万円)の 9 割 市民税非課税世帯：対象工事費(限度額 20 万円)の全額
受付期間	令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 9 年 3 月 31 日(水)

問合せ

見附市 健康福祉課 TEL:0258-61-1380(内線 220) FAX:0258-62-7052



17. 介護保険・住宅改修

在宅での生活を暮らしやすくするために、住宅の改修費用を支給します。工事着工前に申請してください。

対象者	要支援又は要介護と認定された人
対象建物	補助対象者が居住している住宅
対象工事	① 手すりの取り付け ② 段差の解消（通路等の傾斜の解消） ③ 床材の変更（滑り防止・移動円滑化等のためのもの） ④ 扉の取替え（引き戸等への変更・新規設置、扉の撤去含む） ⑤ 和式便器から洋式便器などへの取替え（便器の位置・向きの変更含む） ⑥ その他①～⑤の工事に付帯して必要となる工事
補助金額	対象工事費（支給対象限度額 20 万円）の 7 割から 9 割
受付期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月 31 日（水）

問合せ

見附市 健康福祉課 TEL:0258-61-1350(内線 213) FAX:0258-62-7052



18. 固定資産税の軽減措置

(1) 新築住宅

新築住宅の固定資産税が一定期間減額されます。

対象建物	令和13年3月31日までに新築された住宅のうち一定の基準を満たす住宅 ※土砂災害特別警戒区域等の区域内で、「都市再生特別措置法」に基づく市町村長による適正な立地を促すための勧告に従わないで建設された一定の住宅は減額対象になりません。
対象要件	①専用住宅（アパート含む）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の2分の1以上） ②居住部分の床面積が40㎡以上240㎡以下 （戸建て以外のアパートは一区画当たり40㎡以上240㎡以下） ※令和8年3月31日までに取得したものについては、居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下 （戸建て以外のアパートは一区画当たり40㎡以上280㎡以下） ③車庫等の附属建物を同年（あるいは住宅の軽減期間中）に新築するとそれも含めて面積判定
軽減内容	当該住宅に係る固定資産税額のうち、居住部分の床面積120㎡までの税額が2分の1に減額
軽減期間	新築後3年間 （3階建以上の中高層耐火住宅等は5年間）
提出書類	市税に係る土地・家屋所有者の申告書

問合せ

見附市 市民税務課 TEL:0258-62-1700(内線128・129) FAX:0258-62-7062



(2)長期優良住宅

長期優良住宅の認定を受けて建てられた住宅の固定資産税が一定期間減額されます。

対象建物	令和13年3月31日までに新築された住宅のうち一定の基準を満たす長期優良住宅と認定された住宅 (前記「新築住宅に対する固定資産税の減額措置」に替えて適用されます。)
対象要件	①専用住宅(アパート含む)や併用住宅であること(併用住宅については、居住部分の割合が全体の2分の1以上のもの) ②居住部分の床面積が40㎡以上240㎡以下 (戸建て以外のアパートは一区画当たり40㎡以上240㎡以下) ※令和8年3月31日までに取得したものについては、居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下 (戸建て以外のアパートは一区画当たり40㎡以上280㎡以下) なお、長期優良住宅の認定を受けるためには、次の要件を満たすことが必要とされています。 ■戸建て住宅の場合 1戸当たりの床面積が75㎡以上であること ■共同住宅、長屋その他の戸建て住宅以外の住宅の場合 1戸当たりの床面積が40㎡以上であること ③車庫等の附属建物を同年(あるいは住宅の軽減期間中)に新築するとそれも含めて面積判定
軽減内容	当該住宅に係る固定資産税額のうち、居住部分の床面積120㎡相当の税額が2分の1に減額
軽減期間	新築後5年間 (3階建以上の中高層耐火住宅等は7年間)
提出書類	①市税に係る土地・家屋所有者の申告書 ②長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書 ③長期優良住宅認定通知書のコピー

問合せ

見附市 市民税務課 TEL:0258-62-1700(内線128・129) FAX:0258-62-7062



(3)耐震改修

昭和 57 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅について、現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を施した住宅の固定資産税が減額されます。

対象建物	昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅で、令和 13 年 3 月 31 日までの間に一定の耐震改修工事を行った住宅 ※併用住宅の場合は、居住部分のみが対象 ※母屋（専用住宅）とその附属家が別棟の場合で、そのいずれか（昭和 57 年 1 月 1 日以前建築）について耐震改修を行った結果、残りの家屋も含めて耐震改修適合住宅になる場合は、母屋（専用住宅）とその附属家すべてが対象 ※新築住宅軽減、バリアフリー改修軽減、省エネ改修軽減等を受けている場合は減額対象になりません。
対象要件	①専用住宅（アパート含む）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の 2 分の 1 以上のもの） ②現行の耐震基準に適合する耐震改修であること ③耐震改修に要した費用の額が一戸当たり 50 万円を超えるもの
減額内容	耐震改修工事を行った住宅全体の固定資産税額（一户当たり床面積が 120 m ² を超える場合は、120 m ² 相当分まで）の 2 分の 1 を減額
軽減期間	工事完了の翌年度から 1 年間
提出書類	① 耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額に係る申告書 ② 工事契約書等の契約日が確認できる書類 ③ 次のいずれかの書類 ・建築士、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人、指定確認検査機関が発行する「増改築等工事証明書」 ・登録住宅性能評価機関が発行する「住宅性能評価書」および改修工事に係る明細書（工事の内容及び費用の確認ができるもの）、領収書（工事費用を支払ったことを確認できるもの） ※以上を改修工事完了後 3 ヶ月以内に申告、提出してください。

問合せ

見附市 市民税務課 TEL:0258-62-1700(内線 128・129) FAX:0258-62-7062



(4) バリアフリー改修

高齢者、障がい者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った住宅の固定資産税が減額されます。

対象建物	<p>建築された日から 10 年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）で、令和 13 年 3 月 31 日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った住宅</p> <p>（例：令和 8 年 2 月 1 日改修→平成 29 年 1 月 1 日建築以前が該当）</p> <p>※併用住宅の場合は居住部分のみが対象</p> <p>※一度減額された住宅は、再度の減額対象となりません。</p> <p>※新築住宅軽減、耐震改修軽減等を受けている場合は減額対象になりません。</p>
対象要件	<p>①専用住宅（賃貸住宅を除く）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の 2 分の 1 以上のもの）</p> <p>②次のいずれかの者が居住する住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の方（減額措置を受ける年度の賦課期日現在） ・ 要介護認定又は要支援認定を受けている方 ・ 障がい者 <p>③次に該当する工事を行い、国または地方公共団体からの補助金等を除いた自己負担額が 1 戸あたり 50 万円を超えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廊下の拡幅、手すりの取付け、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸への取替え、便所の改良、床表面の滑り止め化 <p>④ 改修後の住宅床面積が 40 ㎡以上 240 ㎡以下のもの</p> <p>※令和 8 年 3 月 31 日までに改修したものについては、住宅床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下のもの</p>
減額内容	<p>バリアフリー改修工事を行った住宅全体の固定資産税額（一戸当たり 100 ㎡相当分まで）の 3 分の 1 を減額</p> <p>※省エネ改修軽減との併用可能（この場合はそれぞれ税額の 3 分の 1 を減額、あわせて 3 分の 2 を減額）</p>
軽減期間	<p>工事完了の翌年度から 1 年間</p>
提出書類	<p>①バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書</p> <p>②改修工事に係る明細書（工事の内容及び費用の確認ができるもの）、改修工事箇所の写真、領収書（工事費用を支払ったことを確認できるもの）</p> <p>③該当する場合は以下の書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険の被保険者証（要介護又は要支援認定をうけている方の場合） ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等（障がい者の場合） <p>④工事契約書等の契約日が確認できる書類</p> <p>※以上を改修工事完了後 3 ヶ月以内に申告、提出してください。</p>

問合せ

見附市 市民税務課 TEL:0258-62-1700(内線 128・129) FAX:0258-62-7062



(5)省エネ改修

既存住宅で、一定の省エネ改修工事を行った住宅の固定資産税が減額されます。

対象建物	平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅で、令和 13 年 3 月 31 日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅 ※併用住宅の場合は、居住部分のみが対象 ※専用住宅（母屋）と附属家が一構関係の場合で改修工事を行った場合は、その専用住宅と附属家すべてが対象 ※一度減額された住宅は、再度の減額対象となりません。 ※新築住宅軽減、耐震改修軽減等を受けている場合は減額対象になりません。
対象要件	①専用住宅（賃貸住宅は除く）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の 2 分の 1 以上のもの） ②改修工事に要した費用の額が、国または地方公共団体からの補助金等を除いて一戸当たり 60 万円を超えるもの ③窓の断熱性を高める改修工事であること ④窓の断熱性を高める改修工事とあわせて行う以下の改修工事も対象 ・天井等の断熱性を高める改修工事 ・壁の断熱性を高める改修工事 ・床等の断熱性を高める改修工事 ⑤ 改修後の住宅床面積が 40 ㎡以上 240 ㎡以下のもの ※令和 8 年 3 月 31 日までに改修したものについては、住宅床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下のもの
減額内容	省エネ改修工事を行った住宅全体の固定資産税額（一戸当たり床面積が 120 ㎡を超える場合は、120 ㎡相当分まで）について、3 分の 1 を減額 ※バリアフリー改修軽減との併用可能（この場合はそれぞれ税額の 3 分の 1 を減額、あわせて 3 分の 2 を減額）
軽減期間	工事完了の翌年度から 1 年間
提出書類	①熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額に係る申告書 ②建築士、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人、指定確認検査機関が発行する「増改築等工事証明書」 ③工事契約書等の契約日が確認できる書類 ※以上を改修工事完了後 3 ヶ月以内に申告、提出してください。

問合せ

見附市 市民税務課 TEL:0258-62-1700(内線 128・129) FAX:0258-62-7062



(6) 長期優良住宅化改修

耐震改修工事や、一定の省エネ改修工事を行い、長期優良住宅に認定された住宅は、固定資産税が減額されます。

●耐震改修工事を行った場合

対象建物	<p>① 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅で、令和 13 年 3 月 31 日までの間に一定の耐震改修工事を行った住宅</p> <p>②改修工事をしたことで長期優良住宅に認定されること</p> <p>※併用住宅の場合は、居住部分のみが対象</p> <p>※母屋（専用住宅）とその附属家が別棟の場合で、そのいずれか（昭和 57 年 1 月 1 日以前建築）について耐震改修を行った結果、残りの家屋も含めて耐震改修適合住宅になる場合は、母屋（専用住宅）とその附属家すべてが対象</p> <p>※一度減額された住宅は、再度の減額対象となりません。</p> <p>※新築住宅軽減、バリアフリー改修軽減、省エネ改修軽減等を受けている場合は減額対象になりません。</p>
対象要件	<p>①専用住宅（アパート含む）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の 2 分の 1 以上のもの）</p> <p>② 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること</p> <p>③ 耐震改修に要した費用の額が 1 戸当たり 50 万円を超えるもの</p> <p>④ 改修後の住宅床面積が 40 ㎡以上 240 ㎡以下のもの</p> <p>※令和 8 年 3 月 31 日までに改修したものについては、住宅床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下のもの</p>
減額内容	耐震改修工事を行った住宅全体の固定資産税額（一戸当たり床面積が 120 ㎡を超える場合は、120 ㎡相当分まで）の 3 分の 2 を減額
軽減期間	工事完了の翌年度から 1 年間
提出書類	<p>① 特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額に係る申告書</p> <p>② 工事契約書等の契約日が確認できる書類</p> <p>③ 次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築士、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人、指定確認検査機関が発行する「増改築等工事証明書」・ 登録住宅性能評価機関が発行する「住宅性能評価書」および改修工事に係る明細書（工事の内容及び費用の確認ができるもの）、領収書（工事費用を支払ったことを確認できるもの） <p>④長期優良住宅認定通知書の写し</p> <p>※以上を改修工事完了後 3 ヶ月以内に申告、提出してください。</p>



●省エネ改修工事を行った場合

対象建物	<p>① 平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅で、令和 13 年 3 月 31 日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅</p> <p>②改修工事をしたことで長期優良住宅に認定されること</p> <p>※併用住宅の場合は、居住部分のみが対象</p> <p>※専用住宅（母屋）と附属家が一構関係の場合で改修工事を行った場合は、その専用住宅と附属家すべてが対象</p> <p>※一度減額された住宅は、再度の減額対象となりません。</p> <p>※新築住宅軽減、耐震改修軽減、バリアフリー改修軽減等を受けている場合は減額対象になりません。</p>
対象要件	<p>①専用住宅（賃貸住宅は除く）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の 2 分の 1 以上のもの）</p> <p>②改修工事に要した費用の額が、国または地方公共団体からの補助金等を除いて一戸当たり 60 万円を超えるもの</p> <p>③窓の断熱性を高める改修工事であること</p> <p>④窓の断熱性を高める改修工事とあわせて行う以下の改修工事も対象</p> <ul style="list-style-type: none">・天井等の断熱性を高める改修工事・壁の断熱性を高める改修工事・床等の断熱性を高める改修工事 <p>④ 改修後の住宅床面積が 40 m²以上 240 m²以下のもの</p> <p>※令和 8 年 3 月 31 日までに改修したものについては、住宅床面積が 50 m²以上 280 m²以下のもの</p>
減額内容	省エネ改修工事を行った住宅全体の固定資産税額（一戸当たり床面積が 120 m ² を超える場合は、120 m ² 相当分まで）について、3 分の 2 を減額
軽減期間	工事完了の翌年度から 1 年間
提出書類	<p>①特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額に係る申告書</p> <p>②建築士、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人、指定確認検査機関が発行する「増改築等工事証明書」</p> <p>③工事契約書等の契約日が確認できる書類</p> <p>④長期優良住宅認定通知書の写し</p> <p>※以上を改修工事完了後 3 ヶ月以内に申告、提出してください。</p>

問合せ

見附市 市民税務課 TEL:0258-62-1700(内線 128・129) FAX:0258-62-7062



19. 不動産取得税の控除

不動産取得税(県税)は、不動産を取得したときに課税される税金です。一定の要件を満たす住宅を取得した場合に、住宅の価格から一定額が控除されます。

価格とは、実際の売買価格や建築価格とは異なり、固定資産の評価の方法を定めた国の固定資産評価基準に基づき算定した再建築費(価格)が、課税標準となる不動産の価格になります。新築・増築・改築時点の価格となるため、固定資産税のような経年減点補正等の適用はありません。

(1) 不動産取得税が軽減される住宅(特例適用住宅)

対象住宅	<p>以下のいずれか</p> <p>【新築家屋】 住宅用家屋の合計面積が 40 m²~240 m²であること ※令和 8 年 3 月 31 日までに取得したものについては、合計面積 50 m²~240 m²の住宅用家屋が対象となります。</p> <p>【増築家屋】 既存住宅も含めた住宅用家屋の合計面積が 40 m²~240 m²であること ※令和 8 年 3 月 31 日までに取得したものについては、合計面積 50 m²~240 m²の住宅用家屋が対象となります。</p> <p>【新築共同住宅で貸家の場合】 専有住宅面積に共有部分を按分し加算した後の 1 区画の住宅床面積が 40 m²~240 m²であること</p> <p>※車庫・物置等の附属建物がある場合は、これらを含めた面積です。</p>
軽減内容	<p>住宅 1 戸につき、家屋の価格から最大 1,200 万円を控除します。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">$\text{不動産取得税額} = (\text{価格} - \text{控除額}) \times \text{税率} (\text{住宅用は } 3\%)$</p> <p>※価格が 1,200 万円に満たない場合は課税されません。</p>



(2)不動産取得税が軽減される住宅(認定長期優良住宅)

対象住宅	<p>令和13年3月31日までに取得する認定長期優良住宅であり、以下のいずれか</p> <p>【新築家屋】 住宅用家屋の合計面積が40㎡～240㎡であること ※令和8年3月31日までに取得したものについては、合計面積50㎡～240㎡の住宅用家屋が対象となります。</p> <p>【増築家屋】 既存住宅も含めた住宅用家屋の合計面積が40㎡～240㎡であること ※令和8年3月31日までに取得したものについては、合計面積50㎡～240㎡の住宅用家屋が対象となります。</p> <p>【新築共同住宅で貸家の場合】 専有住宅面積に共有部分を按分し加算した後の1区画の住宅床面積が40㎡～240㎡であること</p> <p>※車庫・物置等の附属建物がある場合は、これらを含めた面積です。 ※認定長期優良住宅とは、国土交通省告示で定められている基準を満たす住宅のことです。</p>
軽減内容	<p>住宅1戸につき、家屋の価格から最大1,300万円を控除します。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">$\text{不動産取得税額} = (\text{価格} - \text{控除額}) \times \text{税率} (\text{住宅用は} 3\%)$</p> <p>※価格が1,300万円に満たない場合は課税されません。</p>

問合せ

長岡地域振興局 県税部 課税課 TEL:0258-38-2642 FAX:0258-38-2670



20. 住民税の控除

住宅借入金等特別税額控除

(平成21年から令和12年までに入居の人)

○対象となる人

平成21年1月1日から令和12年12月31日までに入居し、確定申告または年末調整で所得税の住宅借入金等特別控除（認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例、認定低炭素住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例、特定エネルギー消費性能向上住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例及びエネルギー消費性能向上住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を含む）を受けた人について、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で翌年度分の個人住民税（所得割）から控除します。

居住の用に供した日	控除限度額
①：平成21年1月1日から平成26年3月31日まで	所得税の課税総所得金額等の5% 上限97,500円
②：平成26年4月1日から令和3年12月31日まで	所得税の課税総所得金額等の7% 上限136,500円 ※1
③：令和4年1月1日から令和12年12月31日まで ※2	所得税の課税総所得金額等の5% 上限97,500円 ※3

※1 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%の場合に限ります。それ以外の場合は①と同じ控除限度額が適用されます。

※2 令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅については、省エネ基準への適合が要件です。

※3 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、②と同じ控除限度額が適用されます。

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、所得税の確定申告をしてください。

※給与所得者は、控除を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で控除が受けられます。

問合せ

見附市 市民税務課 TEL:0258-62-1700(内線 121・122・123・130)



21. 所得税の控除

(1) 住宅借入金等特別控除(住宅ローン減税)

○対象となる人

住宅ローン等を利用し、マイホームの新築、取得又は増改築等をして居住の用に供した場合、一定の要件に当てはまれば所得税の税額控除が受けられます。控除できる期間や限度額は、住宅を居住の用に供した日や取得等の区分により異なります。

令和4年以後に入居の場合、控除額は、各年の住宅借入金等の年末残高×0.7%となります。認定住宅等（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、特定エネルギー消費性能向上住宅（ZEH水準省エネ住宅）、エネルギー消費性能向上住宅（省エネ基準適合住宅））の新築等に係る住宅借入金等特別控除を受ける場合、子育て世帯・若者夫婦世帯（19歳未満の扶養親族を有する者、又は、40歳未満であって配偶者を有する者又は40歳以上であって40歳未満の配偶者を有する者）については、控除限度額が引き上げとなっています。

また、令和8年度税制改正により、住宅ローン控除は令和8年から令和12年に入居した場合にも適用されることとなりました。（5年間の延長）

※下記の表の控除限度額の（ ）は子育て世帯・若者夫婦世帯の控除限度額

	対象者	平成19年1月1日から令和12年12月31日までに入居した人			
	控除期間	居住の用に供した日	取得等の区分	控除期間	控除限度額
住宅借入金等特別控除	各年控除 限度額 (R4年以後入居の場合)	令和4年1月1日から 令和5年12月31日まで	新築・買取再販住宅の取得	13年	21万
		令和5年12月31日まで	既存住宅の取得、増改築	10年	14万
		令和6年1月1日から 令和7年12月31日まで	新築・買取再販住宅の取得 (省エネ基準への適合が要件)	10年	14万
		令和6年1月1日から 令和12年12月31日まで	既存住宅の取得、増改築	10年	14万
認定長期優良住宅 の新築等に係る 住宅借入金等特別控除の特例	各年控除 限度額 (R4年以後入居の場合)	令和4年1月1日から 令和5年12月31日まで	新築・買取再販住宅の取得	13年	35万
		令和5年12月31日まで	既存住宅の取得	10年	21万
		令和6年1月1日から 令和7年12月31日まで	新築・買取再販住宅の取得	13年	31.5万 (35万)
		令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで	新築・買取再販住宅の取得	13年	31.5万 (35万)
		令和6年1月1日から 令和7年12月31日まで	既存住宅の取得	10年	21万



		令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで	既存住宅の取得	13年	24.5万 (31.5万)
認定低炭素住宅 の新築等に係る 住宅借入金等特 別控除の特例	対象者	平成24年12月4日から令和12年12月31日までに入居した人			
	控除期間 ・ 各年控除 限度額 (R4年以後入 居の場合)	居住の用に供した日	取得等の区分	控除 期間	控除 限度額
		令和4年1月1日から 令和5年12月31日まで	新築・買取再販住宅の取得	13年	35万
		令和6年1月1日から 令和7年12月31日まで	既存住宅の取得	10年	21万
		令和6年1月1日から 令和7年12月31日まで	新築・買取再販住宅の取得	13年	31.5万 (35万)
		令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで	新築・買取再販住宅の取得	13年	31.5万 (35万)
		令和6年1月1日から 令和7年12月31日まで	既存住宅の取得	10年	21万
令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで	既存住宅の取得	13年	24.5万 (31.5万)		
特定エネルギー消 費性能向上住宅 (ZEH水準省エネ 住宅) の新築等に係る住 宅借入金等特別控 除の特例	対象者	令和4年1月1日から令和12年12月31日までに入居した人			
	控除期間 ・ 各年控除 限度額 (R4年以後入 居の場合)	居住の用に供した日	取得等の区分	控除 期間	控除 限度額
		令和4年1月1日から 令和5年12月31日まで	新築・買取再販住宅の取得	13年	31.5万
		令和6年1月1日から 令和7年12月31日まで	既存住宅の取得	10年	21万
		令和6年1月1日から 令和7年12月31日まで	新築・買取再販住宅の取得	13年	24.5万 (31.5万)
		令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで	新築・買取再販住宅の取得	13年	31.5万 (35万)
		令和6年1月1日から 令和7年12月31日まで	既存住宅の取得	10年	21万
令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで	既存住宅の取得	13年	24.5万 (31.5万)		
エネルギー消費性 能向上住宅(省エ ネ基準適合住宅) の新築等に係る住 宅借入金等特別控 除の特例	対象者	令和4年1月1日から令和12年12月31日までに入居した人			
	控除期間 ・ 各年控除 限度額 (R4年以後入 居の場合)	居住の用に供した日	取得等の区分	控除 期間	控除 限度額
		令和4年1月1日から 令和5年12月31日まで	新築・買取再販住宅の取得	13年	28万
		令和5年12月31日まで	既存住宅の取得	10年	21万
令和6年1月1日から 令和7年12月31日まで	子育て世帯・若者夫婦世帯で 新築・買取再販住宅の取得	13年	28万		



	令和6年1月1日から 令和7年12月31日まで	新築・買取再販住宅の取得	13年	21万
		既存住宅の取得	10年	21万
	令和8年1月1日から 令和9年12月31日まで	新築・買取再販住宅の取得	13年	14万 (21万)
	令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで	既存住宅の取得	13年	14万 (21万)

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、所得税の確定申告をしてください。

※給与所得者は、控除を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で控除が受けられます。

○その他

- ①この控除を受けるには、一定の要件があります。
- ②合計所得金額が2,000万円を超える年分は、この控除を受けられません。
- ③入居した年の2年前から3年後までに譲渡所得の課税の特例（居住用財産の譲渡所得の特別控除など）の適用を受ける場合、この控除は受けられません。
- ④「住宅特定改修特別税額控除」又は「認定住宅新築等特別税額控除」を受ける場合この控除は受けられません。

(2)住宅耐震改修特別控除(3年延長)

○対象となる人

平成26年4月1日から令和10年12月31日までに、自己の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限り、）の住宅耐震改修を行った場合、その年分の所得税について税額控除が受けられます。

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、所得税の確定申告をしてください。



(3)住宅特定改修特別税額控除(3年延長)

○対象となる人

以下の場合、その年分の所得税について税額控除が受けられます。

- ・平成 26 年 4 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までに、特定個人※が、自己が所有している居住用家屋について一定の高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）をして居住の用に供した場合
- ・平成 26 年 4 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までに、個人が、自己が所有している居住用家屋について一定の一般断熱改修工事等（一般省エネ改修工事）をして居住の用に供した場合
- ・平成 28 年 4 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までに、個人が、自己が所有している居住用家屋について多世帯同居改修工事をして居住の用に供した場合
- ・平成 29 年 4 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までに、個人が、自己が所有している居住用家屋について耐久性向上改修工事（住宅耐震改修や一般断熱改修工事等とあわせて行うものに限ります。）をして居住の用に供した場合
- ・令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までに、子育て世帯、若者夫婦世帯が自己が所有している居住用家屋について子育て対応改修工事をして居住の用に供した場合

※特定個人：(a)～(d)のいずれかに当てはまる人

- (a) 50 歳以上の人
- (b) 介護保険法に規定する要介護又は要支援の認定を受けている人
- (c) 所得税法上の障害者である人
- (d) 65 歳以上の親族又は(b)もしくは(c)に当てはまる親族と同居している人

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、所得税の確定申告をしてください。

○その他

- ①この控除を受けるには「工事費が 50 万円を超えること」など一定の要件があります。
- ②合計所得金額が 2,000 万円(令和 5 年 12 月 31 日以前に居住の用に供した場合は 3,000 万円)を超える年分は、この控除を受けられません。
- ③前年以前 3 年分の所得税においてこの控除を適用した場合、原則としてこの控除は受けられません。
- ④「住宅借入金等特別控除」を受ける場合、この控除は受けられません。



(4) 認定住宅等新築等特別税額控除(3年延長)

○対象となる人

以下の場合、その年分の所得税について税額控除が受けられます。

- ・平成 21 年 6 月 4 日から令和 10 年 12 月 31 日までに、認定長期優良住宅を新築又は取得して居住の用に供した場合
- ・平成 26 年 4 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までに認定低炭素住宅を新築又は取得して居住の用に供した場合
- ・令和 4 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までに特定エネルギー消費性能向上住宅（ZEH 水準省エネ住宅）を新築又は取得して居住の用に供した場合

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、所得税の確定申告をしてください。

○その他

- ①この控除を受けるには、一定の要件があります。
- ②入居した年の合計所得金額が 2,000 万円（令和 5 年 12 月 31 日以前に居住の用に供した場合は 3,000 万円）を超える場合、この控除は受けられません。
- ③入居した年の 2 年前から 3 年後までに譲渡所得の課税の特例（居住用財産の譲渡所得の特別控除など）の適用を受ける場合、この控除は受けられません。
- ④「住宅借入金等特別控除」を受ける場合、この控除は受けられません。

問合せ

三条税務署 TEL:(代表)0256-32-6211(自動音声案内)



22. 譲渡所得の控除

(1) 低未利用土地の利活用促進に向けた長期譲渡所得の 100 万円控除

○制度概要

個人が低未利用土地等について、令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの間に下記の要件を満たす譲渡をした場合、当該個人の長期譲渡所得から 100 万円を控除するもの。

適用要件	<ol style="list-style-type: none">1. 譲渡した者が個人であること。2. 都市計画区域内にある低未利用土地等であること及び譲渡の後の当該低未利用土地等の利用について、市の確認がされたものの譲渡であること。3. 譲渡の年の 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるものの譲渡であること。4. 資産の譲渡の対価の額の合計が 500 万円を超えないこと。(令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの間に譲渡された低未利用土地等が、都市計画法に規定する市街化区域内にある場合は 800 万円以下であること。)
------	---



(2)空き家の譲渡所得 3,000 万円特別控除

○制度概要

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（その敷地を含む。）又は土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除するもの。

適用要件	令和5年12月31日以前の譲渡	<ol style="list-style-type: none"> 1.相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡すること。 2.平成28年4月1日から令和5年12月31日までに譲渡すること。 3.相続直前において、被相続人が当該家屋に居住していたこと。 （被相続人が相続開始直前に老人ホーム等に入所していた場合については、令和元年4月1日以降の譲渡が対象） 4.相続直前において、被相続人以外に居住者がいなかったこと。 5.相続から譲渡の間、事業や貸付け、居住に使用していないこと。 6.家屋は昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。 7.家屋を譲渡する場合、当該譲渡時において、当該家屋が現行の耐震基準に適合すること。 8.譲渡価額が1億円以下であること。
	令和6年1月1日以降の譲渡	<ol style="list-style-type: none"> 1.相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡すること。 2.平成28年4月1日から令和9年12月31日までに譲渡すること。 3.相続直前において、被相続人が当該家屋に居住していたこと。 （被相続人が相続開始直前に老人ホーム等に入所していた場合については、令和元年4月1日以降の譲渡が対象） 4.相続直前において、被相続人以外に居住者がいなかったこと。 5.相続から譲渡の間、事業や貸付け、居住に使用していないこと。 6.家屋は昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。 7.家屋を譲渡する場合、買主が譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに当該家屋を現行の耐震基準に適合させる又は除却すること。 8.譲渡価額が1億円以下であること。

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線163) FAX:0258-62-7062